

議案第39号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の42の項金額（1件につき）の欄第1号中「長期優良住宅建築等計画」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画」に改め、同号ア中「認定がある」を「技術的審査を受けている」に改め、同欄第2号ア中「まで」を「まで又は（2）ア若しくはイ」に改め、同号を同欄第3号とし、同欄第1号の次に次のように加える。

（2）住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 1戸建ての専用住宅 15,100円

(イ) 1戸建ての併用住宅 15,100円

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 28,200円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 47,500円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 75,100円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 127,000円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 203,200円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 341,300円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 428,600円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 1戸建ての専用住宅 73,600円

(イ) 1戸建ての併用住宅 73,600円

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 172,800円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 276,400円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 545,900円

- d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 977,500円
- e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 1,680,500円
- f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 3,109,100円
- g 総戸数が201以上の共同住宅等 4,443,000円

別表第2の43の項中「まで」を「まで又は(2)ア若しくはイ」に改め、同表に次のように加える。

48	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準の適合性に関し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 1戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下この項において同じ。) 5,500円</p> <p>(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 住戸 申請に係る住戸の数について、</p>
----	---	-------------------------	---

次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸 5,500円

(b) 2戸以上4戸以下 10,700円

(c) 5戸以上15戸以下 22,300円

(d) 16戸以上45戸以下 49,500円

(e) 46戸以上 88,500円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める額

(ウ) 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 10,500円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 29,300円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 87,100円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 137,700円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 173,800円

f 25,000平方メートル以上 217,100円

(エ) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、
(イ) aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) aに定める額

b 非住宅部分 床面積の合計について、
(ウ) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) に定める額

c 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額

(a) 申請に係る住戸の数について、(イ) aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞ

- れ (イ) a に定める額と同一の額
- (b) 非住宅部分の床面積の合計について、
(ウ) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ (ウ) に定める額と同一の額
- d 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体次に掲げる額を合算した額
 - (a) 住戸の総戸数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ (イ) a に定める額と同一の額
 - (b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ (ウ) に定める額と同一の額
- イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 1 戸建ての住宅 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 200 平方メートル未満 37,300 円
 - b 200 平方メートル以上 41,600 円
 - (イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 1 戸 (床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 37,300 円
 - (b) 1 戸 (床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 41,600 円
 - (c) 2 戸以上4 戸以下 74,900 円
 - (d) 5 戸以上15 戸以下 124,900 円
 - (e) 16 戸以上45 戸以下 212,700 円
 - (f) 46 戸以上 305,200 円
 - b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ a に定める額
- (ウ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に

応じ、それぞれ次に定める額

a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第1号イ（1）及びロ（1）に掲げる基準による審査床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 246,000円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 397,700円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 567,500円

(d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 698,900円

(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 826,100円

(f) 25,000平方メートル以上 942,400円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準による審査床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 94,300円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 157,900円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 255,400円

(d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 333,400円

(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 400,600円

(f) 25,000平方メートル以上 469,900円

(エ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、
(イ) aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ（イ）aに定める額

b 非住宅部分 床面積の合計について、

			<p>(ウ) a 又は b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ (ウ) a 又は b に定める額</p> <p>c 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額</p> <p>(a) 申請に係る住戸の数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ (イ) a に定める額と同一の額</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) a 又は b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ (ウ) a 又は b に定める額と同一の額</p> <p>d 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体次に掲げる額を合算した額</p> <p>(a) 住戸の総戸数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ (イ) a に定める額と同一の額</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) a 又は b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ (ウ) a 又は b に定める額と同一の額</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額 (ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。) を合算した額</p> <p>ア (1) ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額</p> <p>イ 別表第1の1の項金額の欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同欄に規定するところにより算定した当該手数料の額と同一の額</p> <p>ウ 別表第1の3の項金額の欄 (1) 又は (2) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額</p>
49	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能向上計画	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。) とする。</p> <p>(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計</p>

	<p>法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>変更認定申請手数料</p>	<p>画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 48の項金額（1件につき）の欄（1）ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額 （2）変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した額 ア 48の項金額（1件につき）の欄（1）ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額 イ 別表第1の1の項金額の欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同欄に規定するところにより算定した当該手数料の額と同一の額 ウ 別表第1の3の項金額の欄（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額</p>
<p>50</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。 （1）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けて</p>

いる場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 5,500円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 住棟の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）2戸以上4戸以下 10,700円

（イ）5戸以上15戸以下 22,300円

（ウ）16戸以上45戸以下 49,500円

（エ）46戸以上 88,500円

ウ 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）300平方メートル未満 10,500円

（イ）300平方メートル以上2,000平方メートル未満 29,300円

（ウ）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 87,100円

（エ）5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 137,700円

（オ）10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 173,800円

（カ）25,000平方メートル以上 217,100円

エ 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる額を合算した額

（ア）住戸の総戸数について、イに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれイに定める額と同一の額

（イ）非住宅部分の床面積の合計について、ウに掲げる面積の区分に応じ、それぞれウに定める額と同一の額

（2）その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1戸建ての住宅 次に掲げる審査の区分に

応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準(以下「性能基準」という。)による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満 37,300円

b 200平方メートル以上 41,600円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(以下「仕様基準」という。)による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満 19,200円

b 200平方メートル以上 20,700円

イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 性能基準による審査 住棟の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 2戸以上4戸以下 74,900円

b 5戸以上15戸以下 124,900円

c 16戸以上45戸以下 212,700円

d 46戸以上 305,200円

(イ) 仕様基準による審査 住棟の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 2戸以上4戸以下 35,900円

b 5戸以上15戸以下 62,000円

c 16戸以上45戸以下 112,300円

d 46戸以上 170,100円

ウ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定め

る省令第1条第1項第1号イに掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 246,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 397,700円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 567,500円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 698,900円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 826,100円

f 25,000平方メートル以上 942,400円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 94,300円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 157,900円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 255,400円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 333,400円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 400,600円

f 25,000平方メートル以上 469,900円

エ 複合建築物 次に掲げる額を合算した額

(ア) 住戸の総戸数について、イ(ア)又は(イ)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれイ(ア)又は(イ)に定める額と同一の額

(イ) 非住宅部分の床面積の合計について、ウ(ア)又は(イ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれウ(ア)又は(イ)に定める額と同一の額

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部改正に伴う住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部施行に伴う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務等に係る手数料を徴収するため、本案を提出する。